

番号	資料	ページ	意見	対応	事務局の見解
1	資料2	6	資料2のp6の図について質問です。R1に計画給水人口が増加し、計画1日最大給水量が併せて低下しています。この理由を教えてください（既にご説明があったかとは思いますが）。また、計画1日最大給水量とその実績値が大変接近していますが、この点が大丈夫な点（資料2のp25あたりでしょうか）についてもご説明願います。	説明	R1年度に第7次拡張事業の第5回変更認可を国に申請しており、H30年度から計画給水人口及び計画一日最大給水量が変更となっています。変更にあたっては、H30年度までの実績推移と今後の開発見通しを総合して判断しており、計画給水人口は堅調な増加を示していることから上方修正を行い、計画一日最大給水量は増加のスピードが鈍化していることを考慮して下方修正しております。 なお、実績を踏まえた水需要予測はP.47に示すとおり28,698m ³ /日まで増えるものと見通しており、このことから計画一日最大給水量を28,900m ³ /日としています。
2	資料2	9	安全、強靱、持続⇒安全、安心、持続の方が水道として親密感がある。一般的な市民感情としてはなじみにくい。	説明	国の新水道ビジョンでは、「時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道」という水道の理想像を実現するために、『水道水の安全の確保』、『確実な給水の確保』、『供給体制の持続性の確保』の3つが必要であるとして、これらを『安全』、『強靱』、『持続』と表現しています。本市水道ビジョンとしても上位計画にあたる国の新水道ビジョンと整合を図るため、同じ表現を採用したいと考えております。
3	資料2	13	資料2のP13の図2.2について、大住浄水場が図に記載されていません。	修正	ご指摘のとおり、修正いたします。
4	資料2	14	資料2のp14の図（右下あたり）について質問です。第7次拡張事業の中に第5回変更があります。こちらについて、今一度ご説明願います。	説明	変更認可の要件である、給水区域の拡張、浄水方法の変更及び給水人口の増加が発生する見通しとなったため、第5回変更認可申請を行いました。 給水区域拡張に伴い南田辺西・東地区、（仮称）大住土地区画整理事業、（仮称）田辺北土地区画整理事業及び枚方京田辺ごみ焼却施設への水道水の供給が必要となったこと（給水区域の拡張）、普賢寺浄水場において原水中の鉄・マンガン濃度が上昇傾向にあるため、同浄水場へのろ過設備導入が必要となったこと（浄水方法の変更）、給水人口が既認可値（70,000人）を超えることが確実であること（給水人口の増加）が第5回変更の内容となっております。
5	資料2	14～16	資料2のP14の図2.3とP15の表2.1について質問です。 現在の計画一日最大給水量が28,900m ³ /日となっております。 前回ビジョンの34,000m ³ /日から軽微な変更で25,370m ³ /日に下されりましたが、第5回変更で28,900m ³ /日に上げられています。 P16の図2.4の生活用原単位の推移によるとH30年からR1年にかけて減少していることとの整合性についてお教えてください。	説明	計画一日最大給水量は、水需要予測において今後発生すると見込まれる最大の水量を賄えるように設定しております。 ご指摘のとおり、近年の水需要動向としては、横ばいまたは減少しておりますが、この要因は、節水機器の普及による節水機器の意識の向上によるものです。今後は新たな開発計画が明らかとなり、水需要の増加が見込まれておりますので、第5回変更で計画一日最大給水量を28,900m ³ /日に見直しております。
6	資料2	15	資料2のP15の表2.1下から5行目と2行目の「軽微な変更」はそれぞれ第1回変更、第4回変更とならないのはどのような基準によるものでしょうか。	説明	厚生労働省が公表している、「水道事業等の認可等の手引き」において、変更認可を必要としない「軽微な変更」に該当する場合は、届出書類の名称にしたがって「軽微な変更」としております。
7	資料2	16	資料2のP16の文章の7行目「それ以降はほぼ横ばいで推移しています」となっていますが、上記でも触れましたがH30年～R1年にかけて減少していますので、「横ばい」ではないような気がします。いかがでしょうか。	修正	ご指摘のとおり、下記の文章に修正いたします。 「平成26～30年度はほぼ横ばい、平成30年度から令和元年度にかけて減少しています。」
8	資料2	16	図2.4で、左下の用途別有収水量の推移のグラフがありますが、前回ビジョンでは生活用と工業用は右肩上がりになっており、業務・営業用は減少していますが、工業用及び業務・営業用は横ばいになっています。これはなぜでしょうか？	説明	本市において、商業系及び工業系の用途設定を行っている地域では、まちづくりの進展に伴い、徐々に土地利用が充足してきており、使用水量はほぼ横ばいの傾向となっております。

番号	資料	ページ	意見	対応	事務局の見解
9	資料2	18	赤字修正部分ですが、うち府営水一部受水と修正はいかがでしょうか。	説明	前回ビジョンの文章では、P17では府営水を2箇所を受水しているとの説明があるものの、P18で「府営水で作られた水を受ける受水場が1箇所」となっていて、残りの1箇所がどこかわかりにくくなっていました。そこで、よりわかりやすくするため、P18の文章は、新浄水場がもう1つの受水点であることを示すものとして「1箇所」と記載させていただいております。
10	資料2	20	図2.7ですが、前回ビジョンからの変更点がよくわかりません。教えてください。	説明	計画給水区域を変更しています。具体的には、南田辺配水池付近の南田辺西・東地区等を新たに計画給水区域に追加しています。さらには、松井地区及び大住工業専用地区の工業系区域の給水区域を追加しています。
11	資料2	22	資料2のp22の図（上下とも）についてです。上の図における計算式ですが、0.00001は基準値だと思います。数字でなく基準値と書いてはまずいでしょうか？下の図について、Σ給水栓の総トリハロメタン濃度/給水栓数は、蛇口における平均の総トリハロメタン濃度としてはどうでしょうか？また、0.1は基準値だと思いますので、数字でなく基準値と書いてはいかがでしょうか？図の右側のコメント（黄色枠）について、これら項目は原水水質に拠ることを付記されてはいかがでしょうか？もちろん、図に関しては過去との踏襲もあると思いますので、単なる案とお考え下さい（以下も同じです）。	修正	ご提案いただきましたとおり、基準値と記載した方が分かりやすいため、図3.の0.00001と0.1を基準値と修正いたします。 「Σ給水栓の総トリハロメタン濃度/給水栓数」も「蛇口における平均のトリハロメタン濃度」に修正いたします。 資料2のP22の文章4行目の「水源等の汚染を」の文章の前に、「水道水の水質は、原水に依存することから」という文章を追記します。
12	資料2	22	原水水質検査が10か所から9か所に修正されていますが、取り消された場所はどこでしょうか。 できれば現在水質検査実施施設を教えてください。	説明	原水水質検査は、現在取水を行っている井戸などの取水点で採水を行っています。取り消した1箇所は今後使用する予定のない、田辺水源池にある田辺第1取水井戸にあたります。 水質検査を実施する現在水質検査実施施設については、自己検査で行う場合は新浄水場が該当し、それ以外の検査は京都府営水道水質管理センターや水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関の施設が該当します。
13	資料2	23	資料2のP23の図3.2について、浜新田水源池が記載されていません。	修正	ご指摘のとおり、浜新田水源池を記載いたします。
14	資料2	23	資料2のp23の図について、基準値を示す線（点線）を図に加えてはどうでしょうか？	説明	図3.2に記載の水質基準値は浄水の値です。原水の水質基準値はないため、図3.2に線は記入できません。
15	資料2	25	資料2のp25の上図について、計算式において「-1」があり、図の縦軸が50%までとなっています。大丈夫であることを示すのであれば、縦軸が100%以上となる図（計算式の-1をやめる）としてはどうでしょうか？また、下図の右コメント（黄色枠）の緊急遮断弁の話題は、ここに関係するでしょうか？資料2のp27のほうが関係するかと思い、質問しました。	修正	水源余裕率は、「水道事業ガイドライン2005」に記載されている業務指標です。本ビジョンでは基本的に水道事業ガイドラインに記載されている業務指標を掲載しておりますので、水源余裕率は、このまま掲載させていただきます。 緊急遮断弁の話題は、配水池の貯留能力が高だけでなく、地震時においても水が確保できることを紹介するために記載しています。 しかし、ご指摘いただいたとおり、図中の「平成25年～」文章ではわかりづらいため「さらに、田辺低区配水池、南田辺北配水池及び松井ヶ丘配水池に緊急遮断弁を設置しており、地震発生直後に一人一日当たり3Lの水を必要とする場合、約34.7日分確保可能である。」に修正いたします。
16	資料2	26	管路の事故割合のグラフ 各件数別の説明ができないか。	説明	26ページに示す「管路の事故割合」は、1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100kmあたりに換算したものです。本ビジョンではこの指標をもとに類似事業者平均との比較結果を示すことで、本市における管路の健全性をみなさまに理解していただきたいと考えております。このため、事故別の子細な件数に関する説明は割愛させていただきます。

番号	資料	ページ	意見	対応	事務局の見解
17	資料2	26	水道の普及状況 水道の未給水人口が323人とあるが、設置費用がかかるのだから、病気が出ていないならばそのままでは良いのではないか。	説明	水道を普及させる目的は、水道法にも記載のとおり「公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことにあります。自家用井戸を利用されている方々も高齢になれば維持管理の負担が大きくなることと想像されます。 本市の水道では、水源に対して適切な浄水処理をした水を送水するとともに、定期的な水質検査を実施することで安全な水道水をみなさまのもとへ届けておりますので、自家用井戸の維持管理が容易でなくなった場合は、水道へと切替えられるように準備しておくことの必要性を念頭において、「未給水人口の解消」が必要であることを記載させてもらっています。
18	資料2	26	P26 下から2行目 薪浄水場では令和3年度中の整備完了を目指し停電対策となる自家発電設備の導入工事を進めています。→もう3年度は終わりに近いので3月までにできるのであれば違った表現にした方がいいと思います。	修正	ご指摘の通り、ビジョンの文章を次の文章に修正いたします。 「薪浄水場では、令和3年度に自家発電設備の導入工事が完了し、停電対策の整備が完了しました。」
19	資料2	26	3.2.2 管路の事故割合 他団体比較のため100kmあたりの発生件数となっていますが、総延長を標記して件数の規模感を出せばどうでしょうか。年間十数件発生 ⇒ 0件 H26年度以降の減少要因はなんでしょうか。特に対策を打ったことがあればPRすればどうでしょうか。	修正	ご指摘の通り、指標で示される1件/100kmの規模感がわかるように、文章に次の文章を追記します。「本市には359.166kmの管路が布設されているため、本市内で約4件の管路事故が起こった場合、管路の事故割合が1件/100kmとなります。」 H26以降の減少要因は、管路の更新に加え、管路事故による減断水がなかったため、減少したことによります。
20	資料2	30	松井ヶ丘配水池の緊急遮断弁、そのメリットをできたら記入してほしい。	修正	緊急遮断弁とは、地震発生と同時に配水池からの流出を遮断する設備です。緊急遮断弁を設置する目的は、地震発生直後の応急給水活動等に必要な水を確保することにあります。 松井ヶ丘配水池に緊急遮断弁を設置するメリットは、人口の集中する市北部において地震発生時の応急給水拠点を確保できることです。 緊急遮断弁のメリットや役割の説明を用語集に追加いたします。
21	資料2	30, 68	資料2のp30あるいはp68などにおいて、緊急遮断弁を重要な取り組みとして記載されています。ここについて、緊急遮断弁の役割あるいは設置意図をどこかで補足説明されてはいかがでしょうか。あるいは、用語集に加えるなど。	修正	ご提案のとおり、緊急遮断弁の役割を用語集に追加します。 「地震発生直後の応急給水活動に必要な水を確保するために、地震発生とともに配水池から流出する水を遮断することが緊急遮断弁の役割である。」
22	資料2	32	管種別評価結果97.4とは何の数字か説明がない。	修正	管種別評価結果で示している総合物理的評価点数とは、日本水道協会の「水道施設更新指針」に示された手法であり、管路の持つ機能を100点満点で点数化したものです。同指針では経年化度合いとともに、管路の口径や材質等をもとに事故危険性、水理機能、耐震性及び水質保持性能といった視点から評価するものとなっており、0～25点が「早急に更新の必要あり」、26～50点が「計画的な更新が必要」、51～75点が「一応許容できるが弱点を改良して強化の必要あり」、76～100点が「健全」との評価になります。 本ビジョンに上記点数の凡例を追記します。
23	資料2	35	収益のうち、営業外収益とは主にどのような収益なのでしょう。	説明	営業外収益とは、受取利息及び配当金や補助金、受水負担金、基金収益等といった水道事業の主たる営業活動によらず得られる収益です。
24	資料2	36	3.3.2 ② 本文 窓口業務等における民間委託の検討 とありますが、検討状況やスケジュール感はどうでしょうか。	修正	ご指摘については、文章を「検討しています。」から「検討していきます。」に修正します。

番号	資料	ページ	意見	対応	事務局の見解
25	資料2	37	平成25年2月から京田辺市水道ビジョンに一般市民公募にて参加させて頂き京田辺の「安心、安全な水」であることを確信させて頂きました。 水道事業の概要に当たりましては主婦の立場としては、難しく、一番の関心は水道料金のことでした。 図3.18の水道料金の状況をグラフで示してありますよう、近隣市町に比べて京田辺市が安い方の位置になっておりますが、「水道料金と分担金」の新修正版で詳しく記載されておりましたので、よく知る事が出来ました。今後、基金による補填ではなく、水道料金と分担金でまかなえるよう、望みたいです。	説明	今後も、本ビジョンに記載しているように、中長期的な支出（費用）に見合った料金体系への見直しや更新時代に見合った基金運用ルールの見直し等に取り組むことで、水道料金と分担金の双方を活用して水道事業を運営していけるよう努めていきたいと考えております。
26	資料2	37、78	分担金について、水道を新規利用する際に徴収されるとのことですが、例えば当市に家を新築したが、転勤等やむを得ない事由で短期間で転出しなければならない場合、分担金の返金等の措置はあるのでしょうか。	説明	これは水道を新規利用する個人に対して発生する費用ではなく、その土地に給水するために発生する費用です。そのため、転出した場合でも分担金の返金措置はありません。
27	資料2	42	資料2のp42の図について、技術職員率は高いほうが望ましい、という表現は、少し抵抗を感じます。意図することは理解できますが、事務系と技術系に優劣があるわけではないと思います。	修正	ご指摘のとおりですので、注釈として「ただし、事務系職員との間で適度にバランスが取れていることが望ましい。」を追加いたします。
28	資料2	45	資料2のp45の図中にある計算式について、リサイクルされた建設副産物が分子になっていますが、量なのか何なのか分かりません。単位が揃わないと%にはならないと思います。	修正	ご指摘のとおり、「リサイクルされた建設副産物量」に修正いたします。
29	資料2	24、60	有効水量10㎡以下の受水槽は定期的な清掃が義務づけられていないので、アパートの住民などからクレームがつくのではないかと、ホームページのお願いはあてにできないと思う。強制力が必要だと思ふ。	本文に記載済み	受水槽は個人の所有物であるため、本市としては「京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領」に基づいて有効容量10㎡以下の受水槽に対し、定期的な清掃等を指導・助言することができますが、法律上の強制力は有しておりません。ただし、受水槽での水質悪化は市民の健康にも直結します。ホームページだけではなく、広報等も活用して小規模貯水槽水道の定期的な清掃や検査の実施をお願いしていきたいということで、今回「広報ほっと京たなべ」を追記させてもらっています。
30	資料2	46	4.1.2 給水量の見通し で、上記のP16の図2.4で工業用及び業務・営業用は横ばいとなっているとの説明がありましたが、今後はさらに開発が進み、工場や会社が増えるということでしょうか？それは、市の今後の都市開発の取り組みが反映された文言と理解していいのでしょうか？	説明	いただいた意見のとおりで、本市における今後の開発計画に伴う水量増加が反映されています。
31	資料2	47	資料2のP47の図4.3について、日平均給水量と日平均有収水量の予測値がかけ離れていくのはおかしい。	修正	確認したところ、一日平均有収水量に開発水量が加味されておりましたので修正いたします。
32	資料2	48	円グラフ、管路と土木の区別がわからない。	説明	図4.4において、土木に分類される資産は、配水池や浄水場の浄水池といった土木構造物が該当します。一方で管路は、一般的に想像される埋設管等が該当します。
33	資料2	49	4.3.1 本文 「長期前受金戻入益により黒字となります」とありますが、前提として赤字の要因は減価償却費の増加であり、長前戻入が減価償却に応じて収入されるものならば、長前戻入が黒字化の要因にはあたらないのではないのでしょうか。	修正	長期前受金戻入益にかかわる財源として、国庫補助金、他会計繰入金、分担金及び工事負担金等があります。 計画期間中には、分担金を財源とする事業を多く実施するため、減価償却費に対して受けられる長期前受金戻入益の比率が大きくなる見通しです。 このため、「長期前受金戻入益により黒字となります」と記載していましたが、しかし、ご指摘の通り、黒字化の要因は、長期前受金戻入益の増加のみではないため、ビジョン中の文章を「給水収益及び長期前受金戻入益の増加により、黒字となります。」という文章に修正します。

番号	資料	ページ	意見	対応	事務局の見解
34	資料2	50	P50 ㉒.8～9 一時的に内部留保資金は減少します。→減少しました、過去の表現にした方がいいと思いますが。	修正	ご指摘のとおり、過去の表現に修正いたします。
35	資料2	51	資料2のP51の㉒4.7において、建設基金がほとんど変化しない、料金調整基金が増加していく理由は説明できているか。	修正	㉒4.7中で、建設基金がほとんど変化せず、料金調整基金は増加していく理由を説明しておりますが、本文において記載がないため、次の説明をビジョンの本文に追記いたします。 「分担金収入が増加するため料金調整基金の積み立て額は増加する見通しとなっております。また、料金調整基金は受水量と契約水量の差額に対して取り崩しますが、府営水の受水量が契約水量に達するため、取り崩し額が減少する見通しとなっております。結果として、料金調整基金の基金残高は増加していく見通しとなっております。 建設基金は分担金収入が増加するため積み立て額が増加しますが、取り崩し範囲を拡大するため、取り崩し額も増加します。結果として、建設基金の基金残高は減少傾向となりますが、R11年度時点の基金残高はH30年度時点の残高からほとんど変化しない見通しとなっております。」
36	資料2	62	自己水と府営水を現在使用しているが、夏場水が枯渇した時どちらが良いのか。	説明	地下水を主な水源とする自己水は季節変動が少ないものの、年を経るごとに目詰まりして揚水量が減少します。府営水は桂川、木津川及び宇治川の3つ河川を水源としており、季節変動がありますが、3つの水源系統を相互連絡管でつないでいるため、いずれかの水源で渇水が起きた場合も他水源からバックアップすることが可能です。 このようにバックアップ体制が組まれているため、自己水と府営水のどちらの方がよいという判断はできません。
37	資料2	64	P64 下から5行目 3年度中の整備完了をめざし、停電対策となる自家発電設備の導入工事を進めています。→2に同じ	修正	ご指摘の通り、ビジョンの文章を次の文章に修正いたします。 「令和3年度に自家発電設備の導入工事が完了し、停電対策の整備が完了しました。」
38	資料2	72	目標⇒実施方策⇒市民生活に必要な水道	本文に記載済み	「実施方策」という言葉は国の新水道ビジョン等でも使用されており、ビジョンで定めた目標を実現するための施策を意味しています（資料2のP57に記載があります）。

番号	資料	ページ	意見	対応	事務局の見解
39	資料2	78	<p>一般市民、主婦目線から一番身近に思ったことにいたしまして。 ※昨今、料金の値上げや、民営化委託化の話題を耳にしますが、当市がその様な事態に成らない様に取り組に努力されている事に感謝申し上げます。 現況ではP78『府下内で安価な料金になっている』と表現されていますが、もう少し近隣都市と比較して、今後どの分野で、どのような背景で課題があり、改善に注力する等が少し理解しづらいように思います。（余談ですが、年代表示が元号であり、今後西暦表示の方が理解しやすいのではと思いました。）</p>	本文に記載済み	<p>近隣都市との料金比較はP37に記載しております。また、本市の課題としてはP53に列挙しており、特に近隣都市とも共通する課題として、「災害への備え」や「今後老朽施設や管路が増加」することに対してどのように財源を確保しているか。また、どのように技術者を確保するかが課題となっています。P78はそのような課題のなかでも財源確保に直接関連する部分に着目して背景・課題を記載させてもらっています。 このような経営面の具体的な課題と改善に注力する取組みについては、ビジョンに対する実行計画に位置づけられる「京田辺市水道事業経営戦略」（経営戦略※）に記載しています。 具体的には、経営の健全性・効率性、老朽化の状況について、本市と類似事業体（本市と同程度の給水人口を持つ事業体）を比較した結果、投資、財源及び人材の3つの観点において、施設総量の最適化（スペックダウン）、適切な資産管理、機能の集約化（ダウンサイジング）、財源の確保、技術者の確保及び柔軟な組織機構への改革の6つの課題に取り組むこととしています。 また、ビジョンは公文書であることから元号表記が基本となります。西暦表示については併記する形となりますので、紙面の都合上、文字が小さくなる場合は難しいですが、可能な範囲で併記できそうな図表には記載できるようにします。 ※経営戦略とは、本ビジョンの目標を達成するための投資計画と財政計画を均衡させた経営の基本計画です。</p>
40	資料2	79	<p>6.3.6 具体的な取組 料金回収率の目標達成のためには、料金体系見直しの時期や改定率等をどのように予測されていますか。 また、見直しに向けて、今後の検討、議論の方法やスケジュールをどのように考えておられますか。</p>	説明	<p>2020年4月に策定した京田辺市水道事業経営戦略では、2029年度までの財政収支見通しの中で累積欠損金が発生しない結果となったため、料金の値上げは当面予定しておりません。 ただし、口径別の料金体系などについては、時代の変化に即したものと適宜見直していくことが必要です。このような料金体系見直しを行う場合は、改めて経営審議会を開催して、改定率及び改定までのスケジュールについて検討を行い、議論を重ねていく必要があると考えております。</p>
41	資料2	81	<p>P81 下から1行目 水道料金の滞納者は高齢者、独居老人だけですか。</p>	修正	<p>水道料金の滞納者には、コロナウイルスの影響で収入が減り、生活に困窮している水道利用者も存在します。そういった利用者に対して、本市では水道料金の減免措置や支払い猶予を設ける等の措置を行っています。 以上を踏まえまして、P81の文章から「高齢者、独居老人」を削除し、「生活困窮者」に集約します。</p>
42	資料2	85	<p>資料2のP85において、令和11年で元の目標にするというのはおかしい。少なくとも達成値にするか理由を書くか。</p>	修正	<p>目標を達成しておりますが、継続して達成していることが重要な目標であるため、現状の水準を維持するとして目標値を修正いたします。 他の指標を確認した結果、同様な指標はありませんでした。</p>
43	資料2	85	<p>赤字修正部分ですが、職員の平均年齢は徐々に減少とありますが、「徐々に低下」の方が適正ではないでしょうか。</p>	修正	<p>ご指摘のとおり、修正いたします。</p>

番号	資料	ページ	意見	対応	事務局の見解
44	資料2	87	広域連携、官民連携は国、府の推進だと思う。 そこで府の考え方を明確に確認すべきだと思う。	説明	京都府では、「京都水道グランドデザイン」（平成30年11月策定）において、京都府を南部、中部及び北部の3つの圏域に分けて、圏域ごとに広域化・広域連携を進める方針としております。 このうち、本市が属する南部圏域（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、府営水道）では、府営水道による用水供給事業に伴って水源の広域化・共同化が実現しています。そこで、府営水道と受水市町の関係や京都市の組織力をてこに、業務の共同化、管理の共同化をはじめとする広域連携を推進しながら地域の実情を踏まえて、広域連携を進化させて広域化を目指すこととなっています。 本市では京都府が示す方針にしたがって、各種業務の共同実施や共同委託等の広域連携について幅広く検討を行うことを本ビジョンに記載しています。
45	資料2	87	6.3.15 実施方針・目標 技術職員の確保目標は、職員割合ではなく実数で捉えるべきではないですか。	説明	目標値については、進捗管理として「本市における経年変化」とともに、可能な限り「他事業体との比較」を行いたいと考えています。「他事業体との比較」をするためには、同一ルールで算定した指標である必要があるため、日本水道協会の「水道事業ガイドライン2005」に示されている業務指標である「技術職員率」を目標値として採用した経緯があります。このように今後の進捗管理のためにも「技術職員率」での目標値設定とさせていただきたいです。
46	資料2	94	水道には電力が一番必要だと思う。そこで、停電時に電力を供給できる、自家発電の検討が出来ないですか。	修正	R3年度に本市の水道施設の中心である薪浄水場へ自家発電設備を導入しました。 この内容は、資料2のP26に記載しております。
47	資料2	95	PDCAサイクルの図を階段を見るように、確実に実行することがわかるような図にすることはできませんか。	説明	現在、本ビジョンに掲載している図は、PDCAサイクルを実践するとともにスパイラルアップして一歩ずつ確実にレベルアップするイメージで作成しております。 そのため、掲載している図のままさせていただきます。
48	資料2	103	太田委員の肩書は正しくは「株式会社椿本チェーン 総務部京田辺工場総務課長」です。	修正	失礼いたしました。 ご指摘のとおり、修正いたします
49	資料2	103	経営審議会名簿の寺本綾乃の所属を、「京田辺市商工会女性部 部長」に修正をお願いいたします。	修正	失礼いたしました。 ご指摘のとおり、修正いたします